

和牛遺伝資源の流通管理に関する第1回検討会 における意見

＜主な意見＞

（１） 流通管理について

○優秀な種雄牛の遺伝子は、我が国の共有財産として国内の生産者に還元すべきであり、まずは精液や受精卵の適正な流通管理について、現在国が定めている現行の流通管理のルールへの遵守を徹底させることが重要。

○和牛遺伝資源国内活用協議会に参加していない中間販売者や廃業者が所有する精液等の（生産と利用段階以外の）中間段階の管理のあり方について検討する必要。

○精液の取扱いについては可能な限り流通管理を高めていく必要がある。すでに家畜人工授精所や獣医師には罰則も含めて厳しい規制がある。農家に対する規制についても検討する必要。

○農家段階における精液の管理体制についても、作業効率が低下しない程度に、保管庫への施錠等、厳密な管理を求めるべき。

○過去に精液等のバーコードでの管理を試みたが、情報量が少ないことに加え、流通の中間地点で-196℃で保管する精液等を確認し流通過程にあるストローの本数や未使用ストローの現物を確認することは困難。

（２） 知的財産としての保護について

○海外への流出防止のためには、契約による保護、用途制限を設けることが有効ではないか。そうすれば、契約違反となる行為があった場合には法的措置も可能ではないか。ただし、契約の当事者間でしか効力が無いことが課題。

○現に広く利用されている和牛等を今から知的財産として保護することは困難。一方で、これまでにない優秀なゲノムを持つ新たな和牛については、知的財産として保護することができるのではないかと（黒毛和種等の既存の品種ではなく、新しい品種を念頭に発言。）。

○既存の知的財産権の要件は満たさないが情報として利用価値のあるものについても、知的財産として保護する道を最近の不正競争防止法の改正で開いた。和牛遺伝資源の保護についても、この直近の不正競争防止法の考え方を応用できるのではないかと。